豊島区いじめ防止対策推進条例における重大事態への対応

区教育委員会の附属機関

条例で規定する附属機関

豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会（法第14条3項・条例第11条第1項）

【組織】教育委員会のいじめ対策への助言等を行う組織
【構成】学識経験者、小・中学校長代表、保護者代表、区民、子どもの権利擁護委員

常設　年3回

教育委員会内の会議体

豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部（条例第14条）

【組織】豊島区教育委員会と学校が一体的に重大事態に対応するための組織
【構成】教育委員会事務局（教育長、教育部長、各課長）、その他関係機関

随時

条例で規定する附属機関

豊島区教育委員会いじめ調査委員会（法第28条第1項・条例第15条第1項）

【組織】重大事態を調査するための第三者組織
【構成】学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等　※教育委員会が委嘱・任命する。

随時

重大事態　認定

・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」
・「**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
※欠席が年間30日目安（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の方針」による）

重大事態について事実関係を明確にするための調査を行う
↓
・事実関係の検証
・重大事態の認定
・問題点の指摘
・提言　等

再調査が必要であると区長が判断した場合

区の附属機関

条例で規定する附属機関

豊島区いじめ特別調査委員会（法第30条第2項・条例第16条第1項）

【組織】重大事態の再調査のための第三者組織
【構成】学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等
※いじめ調査委員会以外の者のうちから、区長が委嘱・任命する。

随時